

# 利根上流国有林の地域別の森林計画書

(利根上流森林計画区)

計画期間 自 令和3年4月1日  
至 令和13年3月31日

関東森林管理局

利根上流国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、利根上流森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。



## 目 次

I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域	8
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
(1)	森林の整備及び保全の目標	9
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	10
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	12
2	その他必要な事項	12
第3	森林の整備に関する事項	13
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	13
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
(2)	立木の標準伐期齢	15
(3)	その他必要な事項	15
2	造林に関する事項	16
(1)	人工造林に関する事項	16
(2)	天然更新に関する事項	17
(3)	その他必要な事項	17
3	間伐及び保育に関する事項	18
(1)	間伐の標準的な方法	18
(2)	保育の標準的な方法	19
(3)	その他必要な事項	19
4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	20
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
(2)	その他必要な事項	21
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	22
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	22
(3)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	22
(4)	その他必要な事項	22
6	森林施業の合理化に関する事項	23
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	23
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	23
(3)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	23

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針	23
(5) その他必要な事項	23
第4 森林の保全に関する事項	24
1 森林の土地の保全に関する事項	24
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	24
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	25
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	26
(4) その他必要な事項	26
2 保安施設に関する事項	27
(1) 保安林の整備に関する方針	27
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	27
(3) 治山事業の実施に関する方針	27
(4) その他必要な事項	27
3 鳥獣害の防止に関する事項	28
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	28
(2) その他必要な事項	28
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	29
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	29
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	29
(3) 林野火災の予防の方針	29
(4) その他必要な事項	29
第5 計画量等	30
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	30
2 間伐面積	30
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	30
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	31
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	35
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	35
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	36
(3) 実施すべき治山事業の数量	37
第6 その他必要な事項	38
1 保安林その他制限林の施業方法	38
2 その他必要な事項	41
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	42
別表2 鳥獣害防止森林区域	59
別表3 指定施業要件を定める場合の基準	60
別表4 指定施業要件における伐採の方法	62
別表5 自然公園区域内における森林の施業	63
別表6 砂防指定地等の森林の施業	64

## 附属参考資料

1	森林計画区の概況	65
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	65
(2)	地況	65
(3)	土地利用の現況	66
(4)	産業別生産額	66
(5)	産業別就業者数	67
2	森林の現況	68
(1)	齢級別森林資源表	68
(2)	制限林普通林別森林資源表	73
(3)	市町村別森林資源表	74
(4)	制限林の種類別面積	76
(5)	樹種別材積表	77
(6)	荒廃地等の面積	77
(7)	森林の被害	77
3	林業の動向	78
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	78
(2)	林業事業体等の現況	79
(3)	林業労働力の概況	80
(4)	林業機械化の概況	80
(5)	作業路網等の整備の概況	80
4	前期計画の実行状況	81
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	81
(2)	間伐面積	81
(3)	人工造林及び天然更新別面積	81
(4)	林道の開設及び拡張の数量	81
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	82
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	83
(1)	森林より森林以外への異動	83
(2)	森林以外より森林への異動	83
6	森林資源の推移	84
(1)	分期別伐採立木材積等	84
(2)	分期別期首資源表	85

# I 計画の大綱

## 1 森林計画区の概況

### (1) 位置及び面積

当計画区は、群馬県の北部に位置し、利根川広域流域に属している。東は栃木県の鬼怒川森林計画区、西は吾妻森林計画区、南は利根下流森林計画区、北は新潟県の中越森林計画区及び福島県の会津森林計画区にそれぞれ接し、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町の1市1町3村を包括している。

当計画区の総面積は、177千haで群馬県面積の28%を占めている。森林面積は152千haで、うち国有林は97千haであり、森林面積の64%を占めている。

### (2) 自然的背景

#### ア 地勢

##### (ア) 山系

当計画区の山系は、北西部に三国山脈、北東部から南西部にかけて那須火山帯に属する火山が連続している。

三国山脈には、西から北にかけて稲包山(1,598m)、平標山(1,984m)、仙ノ倉山(2,026m)、谷川岳(1,977m)、丹後山(1,809m)、大水上山(1,831m)、平ヶ岳(2,141m)等を連ねる稜線が新潟県境、北東部の尾瀬ヶ原、尾瀬沼等を横断し、黒岩山(2,163m)に至る区間が福島県境、黒岩山から分岐した南方には那須火山帯に属する日光白根山(2,577m)、皇海山(2,144m)、袈裟丸山(1,961m)が連なり、栃木県境となっている。

また、計画区の中央北部の、至仏山(2,228m)、笠ヶ岳(2,057m)は非火山であり、中央部の武尊山(2,158m)、南西部の子持山(1,296m)、南部の赤城山塊(最高峰は黒檜山:1,828m)は那須火山帯に属する。

これらの山系は、地域のシンボルである谷川岳、武尊山をはじめ重要な景観を形成しているほか、日本百名山に名を連ねている名山も多い。

また、これらの山系に広がる森林についてみると、奥地は自然度の高い天然生林が分布し、希少猛禽類の生息が確認されているなど、森林生態系の保全が強く求められている。一方、里地近郊の森林にあっては、スギやカラマツなどの人工林を適切に整備することにより、木材の安定供給が期待されるとともに、豊富な積雪を活用したスキー場等のレクリエーションの場や森林とふれあう憩いの場など保健・文化的な利用が期待されている。

##### (イ) 水系

当計画区の最北端に位置する大水上山を源とする利根川が、計画区のほぼ中央を南流し、東部の各支流を集めた片品川、西部の各支流を集めた赤谷川がそれぞれ沼田市付近で利根川に合流し、関東平野を流下し太平洋に注いでいる。

これらの水系は、矢木沢ダムをはじめとする奥利根ダム群と呼ばれている5基の多目的ダムと2基の発電用ダムが建設されており、首都圏の水がめとして重要な役割を果たしている。

国有林は、これら各河川、ダム群の上流部にあり、水源地として極めて重要な役割を果

たしている。

## イ 地質及び土壌

### (ア) 地質

北部山岳地帯は、奥利根中生層の頁岩、砂岩を基盤に花崗岩類、安山岩類、蛇紋岩等の火成岩が広く分布している。東部の白根山塊から袈裟丸山にかけては流紋岩類が広く分布し、そのほかに安山岩類もみられる。西部の谷川岳及び三国山から赤谷川上流域にかけては、中生代の谷川層及び新第三紀の赤谷層が分布し、これらを貫いて流紋岩類、閃緑岩類、蛇紋岩等が分布している。南部の赤城山は、安山岩類、火山噴出物及び軽石流堆積物からなっている。中央部の武尊山は、安山岩類となっている。主な河川の周辺には、第四紀の礫、砂、関東ローム等の中位、高位段丘堆積層が分布している。

### (イ) 土壌

土壌は、褐色森林土が全体の約6割を占め、次いで黒色土、受触土、ポドゾル・ポドゾル化土壌の順となっており、一部にグライ土壌がわずかにみられる。

褐色森林土は標高500～1,500m前後にかけて広く分布し、武尊山、笠ヶ岳等の山麓には暗色系褐色森林土がみられる。

黒色土は、赤城山、大峰山の緩斜面にまとまってみられる。ポドゾル・ポドゾル化土壌は、標高1,000m前後のやせ尾根付近に乾性型が、標高1,700m以上の残丘面に湿性型がみられる。

山間部は多雪地のため、30°以上の急傾斜地では受触土が多く、計画区の西部から北部の山岳地帯は、豪雪地帯であることに加え急傾斜地が多いことから、基岩の露出した岩石地となっている。

## ウ 気候

当計画区の北部山岳地域は、日本海型気候域に属する多雪地帯であり、年平均気温は、約10℃である。年間降水量は、約1,700mmで、冬季の降雪による割合が高く、積雪深は2.0～3.0mに達する。

一方、沼田台地を中心とした南部は、太平洋型気候を呈しており、年平均気温は約13℃である。年間降水量は、約1,100mmで、冬季の降水量は少なく、乾燥した季節風が強い。

## エ 森林の概況

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

### (ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約27千haで立木地面積の31%を占め、樹種別にはスギ24%、ヒノキ9%、カラマツ40%、アカマツ7%、その他20%となっている。

齡級配置は、I～IV齡級(1～20年生)が2%、V～VIII齡級(21～40年生)が15%、IX齡級以上(41年生～)が83%となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。

スギは一般的に良好に生育しており、ヒノキは子持・南郷地区の生育が良好である。

カラマツの生育状況は一般的に中庸であり、昭和40年代に積極的に植栽された林分が

X 齢級を越え利用期を迎えているが、北面の急傾斜地、多雪地及び標高の比較的高い林地では生育が劣り、広葉樹の侵入が多く見られるので、森林の整備、循環利用に当たっては水源涵養機能の向上等に配慮し、広葉樹を活かしながら育成することが求められている。

一方、ツキノワグマの剥皮被害やニホンジカの食害などの森林被害が近年増加しており、若齢林分から壮齢林分まで全般にわたり被害を受けているため、国土保全、水源涵養機能の維持向上等の観点から健全な森林状態を維持するための対応が求められている。

また、人工林内で希少猛禽類の生息が確認されている地域については、これらに配慮した森林施業が求められている。

### (イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は、約59千haで立木地面積の69%を占めている。

標高700～800mの地域は、コナラ、クリ、カエデ類等の二次林が大部分を占め、上部にイヌブナ等がみられる。800～1,500mの地域は、ブナ、ミズナラ、カンバ類が主で、沢沿いにはサワグルミ、トチノキ等がみられる。また、武尊山を中心とし地域には、ブナを主とした林分が多くみられる。このほか、みなかみ町の宝川、<sup>たからがわ</sup>檜俣川流域などには、面積は少ないもののアスナロが群生しており、尾根筋には大径のキタゴヨウやネズコもみられる。1,500m以上では、アオモリトドマツ、シラベ、ダケカンバ等が、主に笠ヶ岳、武尊山、日光白根山等の周辺で多くみられる。

当計画区内において、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が確認されていることから、防除対策を実施している。

## (3) 社会経済的背景

### ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は83千人で、群馬県人口の4%を占めている。（平成27年国勢調査）

産業別の就業者割合は、第1次産業が16%、第2次産業が23%、第3次産業が61%となっており、県平均と比較して、第1次産業の割合は高いが、第2次産業の割合は低く、第3次産業の割合はほぼ同程度である。

### イ 土地の利用状況

当計画区の土地面積約177千haのうち、森林は86%を占め、森林率は県内の4つの森林計画区の中で最も高い。

また、国有林面積は97千haで、総森林面積の64%を占めており、森林面積に対する国有林面積の割合についても県内の各森林計画区の中で最大である。

### ウ 交通網

当計画区の鉄道網は、上越新幹線が南北に縦貫して首都圏と新潟県を結んでいるほか、JR上越線が群馬県の高崎市と新潟県の長岡市を結んでいる。

基幹道路は、関越自動車道、国道17号が同じく南北に縦貫して首都圏と新潟県を結んでいるほか、国道145号が西方の吾妻地域へ、国道120号が東方の栃木県へそれぞれ通じている。

## エ 地域産業の概況

当計画区の産業は、農林業と観光関連サービス業に支えられており、特に第3次産業の就業者数は高い比率を占めている。

第1次産業は、赤城山麓の高原野菜、沼田市近郊のこんにゃくいも、りんご等を中心作物とする農業が主体となっている。

第2次産業は、沼田市を中心に木材関連工場等が多い。

また、第3次産業は、温泉や山岳景観などに恵まれた観光資源と高速交通網の整備が相まって、観光関連産業が主体となっている。このような中で、国有林は、スキー場などの森林レクリエーションの場を提供し、地域振興に重要な役割を果たしている。

## オ 林業・林産業の概況

当計画区の森林は区域面積の86%を占め、所有形態別にみると、国有林が64%、民有林が36%であり、林種別ではブナ、ミズナラ等の天然林が森林面積の69%、人工林が31%で、特にカラマツの比率が高いことが特色である。

原木市場は当計画区には無いものの、前橋市や渋川市、藤岡市の原木市場等へ安定的な原木の供給が行われている。また、当計画区内には10社の製材工場があり、沼田市を中心に木材産業が盛んな地域である。さらに、川場村において木材コンビナートが平成27年に整備され地域材の利用が推進されており、平成30年には林業成長産業化地域創出モデル事業に選定されている。この他、「群馬県バイオマス活用推進計画」において、令和3年度（2021年度）に向けて約17,000m<sup>3</sup>の林地残材等の利用に向けた目標値が設定されており、沼田市においてバイオマス発電事業が検討されるなど、未利用材の利用拡大に向けた取り組みが進められている。

特用林産物の生しいたけ、まいたけ、なめこ等のきのこ類の生産量は全国でも有数であり、山菜等の生産も盛んである。

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5か年分（平成28年度～令和2年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（令和2年度は、実行予定を計上した。）

### （1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐は、分収林を中心に計画したところであるが、分収林の契約期間の延長等により計画を下回ることとなった。

間伐は、計画した林分の生育状況等を考慮し、一部の実行を見合わせたことから、材積・面積ともに計画を下回ることとなった。

単位 材積：m<sup>3</sup> 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	374,473	206,656	217,533	151,700
（間伐面積）		（3,471）		（1,597）

### （2）人工造林及び天然更新別面積

人工造林については、分収林の契約期間の延長等に伴い、一部の主伐・更新を今期計画期間（令和3年度～令和12年度）で行うこととしたため、計画を下回ることとなった。

天然更新については、稚樹・幼樹の生育状況からみて経過観察等を要する箇所があり、今期計画期間以降に更新完了を予定していることから、計画を下回ることとなった。

単位 面積：ha

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	897	65	271	22

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設については、適切な森林整備に必要とされる路線を計画したが、分収林の伐採が延期になったこと等から開設を見合わせる路線があったことから、計画を下回ることとなった。

林道等の拡張については、当初計画で予期できなかった台風などの集中豪雨等による被災箇所への復旧を優先して実行した結果、計画を下回ることとなった。

単位 開設：m 拡張：路線数

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	開 設	拡 張	開 設	拡 張
林 道	14,564	13	2,206	3
うち林業専用道	14,564	—	2,206	—

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のための抜き切り（本数調整伐）については、森林の生育状況を考慮し実行を見合わせたことから、計画を下回ることとなった。

保安施設については、集中豪雨等による災害復旧施工箇所が増加し、その他の地区で事業を実施できなかったことから、計画を下回ることとなった。

単位 地区数

区 分	前計画の前半5か年分		実行結果	
	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び 保安林の整備	地すべり事業
地区数	120	—	15	—

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階を迎えたといえる。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにし、森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとした。

なお、この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととし、森林経営管理制度が円滑に機能するよう積極的に取り組むこととする。

## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

#### 市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		96,640.95	
市 町 村 別 内 訳	沼 田 市	25,582.67	
	片 品 村	8,888.77	
	川 場 村	4,350.97	
	昭 和 村	1,154.94	
	み な か み 町	56,663.60	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。  
2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課及び利根沼田森林管理署とする。

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的社会的経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

#### ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

#### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

#### ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

#### エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

#### オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

#### カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

#### キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とする。

各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、さらには、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進する。また、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再造林による齢級構成の平準化、針広混交林化及び広葉樹林化、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策等を推進する。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業の効率化に必要な路網を計画的に整備する一方、天然生林においては管理に必要となる最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進めることとする。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

### ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺の森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を図る観点から、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、適切に保育・間伐を実施するとともに、伐採に伴って生じる裸地については、縮小又は分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとと

もに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、溪間工や山腹工等の施設の設置を推進することを基本とする。

#### ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

#### エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

#### オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

#### カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物の移動のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

## キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

### (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	23,093.81	2,2639.26
	育成複層林	9,972.07	10,239.78
	天然生林	52,496.55	52,496.55
森林蓄積 m <sup>3</sup> /ha		156	163

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

(1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為<sup>※1</sup>により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という）。

(2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層<sup>※2</sup>を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として人為により成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という）。

(3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況については、令和2年3月31日現在の数値である。

## 2 その他必要な事項

特になし。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

##### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

###### ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施することとする。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1か所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、おおむね5ha以下（法令等により1か所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による（法令等による制限がある場合はその範囲内）。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図ることとする。
- g アカマツの天然下種更新やコナラのぼう芽更新等による育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

###### イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。また、主伐に当たって、択伐・複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、群状

又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（人工林にあっては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に努めることとする。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

b 複層伐

- ・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする。
- ・ 林地や溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 複層伐であって天然更新を行う場合は、確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。
- ・ 保残木の下層に人工植栽を行う場合の伐採率は、植栽する下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40%以上）を確保するため、20~50%を目安とする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業にあっては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施することとする。

a 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。

b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ クロマツ	カラマツ	そ の 他 針 葉 樹	そ の 他 広 葉 樹
全 域	35	40	35	40	60	15

(注) 「その他広葉樹」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものとする。

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、林地生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

## 2 造林に関する事項

### (1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとし、技術的合理性に基づき次により行うこととする。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

#### ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、適地適木を旨とし、造林地の気候、地形、土壌等の自然条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹等とする。スギ苗木の選定に当たっては、入手できない場合を除き、無花粉スギ、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木とする。加えて、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図ることとする。

#### イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図ることとする。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

##### a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用することとする。

##### b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施することとする。

##### c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、指定施業要件で植栽の下限本数が定められている保安林では、その本数とする。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が期待できる森林において行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件を踏まえたものとする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。  
2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法。  
3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

(3) その他必要な事項

特になし。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (1) 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期とする。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹 種	間 伐 時 期 (年)				間 伐 の 方 法
	初回	2回目	3回目	4回目	
ス ギ	30	40	(50)	(65)	○風害のおそれがある場合、国土保全上支障がある場合、その他特別な事情がある場合を除き、列状間伐とする。  ○間伐率は、おおむね20～35%とする。
ヒ ノ キ	35	45	(55)	(65)	
アカマツ	35	45	(55)	(65)	
カラマツ	25	35	(45)	(60)	

(注) ( ) は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、次表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

植栽樹種	作業種	経過数 (年)														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	←————→														
	つる切						←————→		△				△			
	除伐						←————→			△				△		
ヒノキ	下刈	←————→														
	つる切						←————→		△				△			
	除伐						←————→			△					△	
アカマツ カラマツ	下刈	←————→														
	つる切						←————→		△				△			
	除伐						←————→			△				△		

- (注) 1 本表は保育実行時期の目安であり、実施にあたっては、現地の実態に応じて行うこととする。
- 2 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。
- 3 つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。
- 4 実行に当たっては、次の点に留意することとする。
- (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。
  - (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。
  - (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。
- 5 天然木の保育については、目的樹種の特長、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施することとする。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に実施することとする。

#### 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

##### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

##### ア 公益的機能別施業森林の区域

###### ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

###### ② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

###### (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

###### (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

###### (ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

###### ③ ①及び②のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域 別表1の3のとおり定める。

##### イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

###### ① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持(育成複層林にあつては、下層木の適確な生育)を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

る。

具体的には、自然条件等に応じて、広葉樹の導入による針広混交林化等の育成複層林へ導くための施業を積極的に推進するほか、育成単層林へ導くための施業にあっては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、伐区のモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び自然条件等に応じた長伐期化に努め、公益的機能の維持増進を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進することとする。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林施業により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林へ導くための施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林<sup>もり</sup>づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林へ導くための施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林へ導くための施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林へ導くための施業の推進等に努めるとともに、森林レクリエーション施設と一体となった森林については、快適な森林空間の創出に努めることとする。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

③ ①及び②のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法

別表1の3のとおり定める。

(2) その他必要な事項

特になし。

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や、地形、地質、傾斜等の自然条件及び社会的条件、事業量のまとまり等に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を計画的に推進することとする。

#### 基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	105	389
うち林業専用道	5	7

(注) 現状については、令和2年3月31日現在の数値である。

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう計画的に路網を整備することとする。

#### 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法該当なし。

(4) その他必要な事項

特になし。

## 6 森林施業の合理化に関する事項

### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

### (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

### (3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえつつ、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需用者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」によるなど、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献することとする。

### (4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組むこととする。

### (5) その他必要な事項

民有林と国有林が連携して効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりと森林整備を推進するため、川場村長、利根沼田環境森林事務所長、利根沼田森林管理署長が「川場村溝又入地区森林整備推進協定」を平成24年10月に締結したところである。今後も路網や土場の共有化等により施業の低コスト化に向けた取り組みを推進することとする。

#### 第4 森林の保全に関する事項

##### 1 森林の土地の保全に関する事項

###### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項	備 考	
市 町 村	区 域 ( 林 班 )			( 該 当 す る 保 安 林 種 等 )	
沼 田 市	(5、8)、9、(10～13)、 14～16、(17、41、42、 73、75、76)、78～85、 (87～91)、92～101、 (102～107、109、110、 112、114、118)、122～ 125、(132、135、137)、 138、(139、140)、141、 (142)、143、(144)、 145、146、(147～149)、 150、151、(152、153)、 165～177	15,752.22	水源の涵養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 干害の防備	水かん	12,988.28
				土流	2,726.84
				土崩	1.59
				干害	17.81
				砂防	14.39
[ 利 根 ]	2～4	90.76			
	計	15,842.98			
片 品 村	(43、48)、49～51、(52)、 53、(54)、55、(56～ 58、60、61)、62、(63、 66、67、70、72、73)、 74、77	5,324.09	水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	4,350.65
				土流	1,003.79
				砂防	0.06
[ 伊 閑 町 ]	1	30.35			
	計	5,354.44			
川 場 村	18、(19、20)、21、22、 (23～25)、26～28、(29、 30)、31、32、(33)、 34、35、(36～39)	4,087.06	水源の涵養 土砂流出の防備	水かん	3,001.05
				土流	1,018.74
				砂防	5.15
	計	4,087.06			
昭 和 村	(154)	69.13	土砂流出の防備	土流	69.13
	計	69.13			

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考	
市町村	区域(林班)			(該当する保安林種等)	
みなかみ町	(202～205、207、210)、 211、(212、213)、214、 215、(216)、217、218、 (219～225)、226、227、 (228)、229、230、(231 ～233)、234～238、(239 ～241)、242、(243～247、 249、250、252～255)、 256、257、(258～260)、 261、(262)、263、(302 ～304、306、307)、308、 309、(310)、311、(312 ～320)、321、322、(323、 324)、325、(326～331)、 332～335、(336、337)、 338、339、(340)、341 ～349、(350～352)、353 ～361、(362～364)、365、 (366)、367～371、(372、 374～378)、379、(382 ～386)、387、(388)	49,538.17	水源の涵養 土砂流出の防備 土砂崩壊の防備 干害の防備 雪崩の危険の防止	水かん 土流 土崩 干害 なだれ 砂防	42,724.88 5,873.65 78.95 92.27 297.81 5.15
	計	49,538.17			
総数		74,891.78			

- (注) 1 市町村欄の [ ] は官行造林地である。  
 2 区域欄の数字は林班で、( ) 書は林班の一部であることを示す。  
 3 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

略称	正式名称
水かん	水源かん養保安林
土流	土砂流出防備保安林
土崩	土砂崩壊防備保安林
干害	干害防備保安林
なだれ	なだれ防止保安林
砂防	砂防指定地

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととするが、土石の切取り、盛土等により変更を行う場合には、自然環境に与える負荷を低減させることを念頭に、林地の保全に十分に留意することとする。

また、土地の形質変更の態様、地形、地質等の自然条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を講ずるものとする。その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に依じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採とするよう努めることとする。

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進するとともに、保安林として指定する必要がある森林について計画的に指定することとする。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図る。特に、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕著化していることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備及び保安林機能を維持増進するための本数調整伐等の保安林整備を計画的に推進することとする。また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。その際、土砂流出防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する制限と治山事業の実施の一体的な運用等に努めることとする。

### (4) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

#### (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については、別表2のとおり定める。

##### イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、当該対象鳥獣からの被害を防止するため、わな捕獲（くくりわな等によるものをいう。）並びに防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置による鳥獣害防止対策を推進することとする。

その際、捕獲協力に係る協定など利根沼田地域鳥獣被害対策会議をはじめ、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるとともに、防護柵等の設置に当たっては、設置コストの抑制に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

特になし。

#### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

##### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。松くい虫による被害への対応については、被害予防の観点から薬剤の予防散布を行うとともに、被害木については伐倒駆除を行い、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害は減少傾向にあるが、引き続き被害の発生状況については関係機関との情報共有を行い、民有林と連携した防除対策を講ずることとする。

##### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3（1）イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

ツキノワグマによる剥皮等の被害が発生している地域については、剥皮対策等を講ずるとともに、関係機関等と連携し、生息状況、被害実態、捕獲等の情報を共有し、効果的な被害対策に努めることとする。

また、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を強化することとし、被害が発生した場合は関係機関等と連携し、効果的な被害対策に努めることとする。

##### (3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

##### (4) その他必要な事項

林野火災や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m<sup>3</sup>

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,374	1,296	78	682	619	63	691	677	14
うち前半 5年分	676	639	37	309	280	29	366	359	7

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	8,835
うち前半5年分	4,547

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	1,990	291
うち前半5年分	874	108

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	うち前半 5年分	対図 番号	備考 林班
開設	総数			62路線	150,427		46,020		
	自動車道	林業 専用道	沼田市	大戸屋	1,000	49	1,000	1	7
				三峰第2	4,700	98		2	1外
				佐山	1,020	56		3	3
				奈女沢	4,300	231		4	14外
				平原	3,500	154		5	75外
				日向平	2,000	69		6	76
				栄沢	1,600	131		7	107外
				高泉	600	122		8	141
				高泉林道 第二支線	3,900	214		9	146外
				前山・船ヶ鼻 (船ヶ鼻)	4,350	188		10	151外
				南沢	1,300	58		11	160外
				子持山第2	3,000	125		12	161外
				大竹	1,600	58		13	162外
				旭	800	49		14	164
			計	14路線	33,670		1,000		
			片品村	アテラ沢	1,800	142	1,800	15	63
				栗生	1,000	136		16	45
				天狗岩	1,700	121		17	46
				十二沢第二	4,500	166		18	48外
				武尊・塗川 (西俣沢)	2,000	143		19	50
				西俣沢第2	800	89		20	51
				高無山	6,000	295		21	55外
				ヨシノ沢	3,700	180		22	55外
金井沢				1,800	147		23	60	
戸谷山	2,300	95			24	64外			

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区 域 面 積	うち前半 5年分	対図 番号	備考 林班	
開設	自動車道	林業 専用道	片品村	大沢入沢	3,200	118		25	66	
				大久保	2,100	50		26	67	
				小立沢	4,000	248		27	70外	
				築地	500	42		28	71	
			計	14路線	35,400		1,800			
			川場村	富士山第2	2,500	118	2,500	29	21	
				富士山第3	1,000	73	1,000	30	21	
				田代川	7,700	301	7,700	31	36外	
				中野	3,800	160	3,800	32	39外	
				赤倉	640	68		33	34外	
			計	5路線	15,640		15,000			
			昭和村	船ヶ鼻第2	1,700	166	1,700	34	155	
				糸之瀬第2	3,000	193	3,000	35	157	
				糸之瀬第3	2,300	199	2,300	36	157外	
				糸之瀬	2,300	200	2,300	37	158外	
				船ヶ鼻第3	1,750	72		38	154外	
			計	5路線	11,050		9,300			
			みなかみ町	境沢	600	38	600	39	201	
				高畑	800	44	800	40	209	
				小出俣	1,250	168	1,250	41	244外	
				富士新田	3,800	163	3,800	42	245	
				富士新田 第2	1,620	75	1,620	43	246	
				南ヶ谷	1,900	70	1,900	44	247	
				境野	2,400	100	2,400	45	248外	
				大峰	3,300	107	3,300	46	251外	
				大峰林道 大沼支線	3,250	89	3,250	47	254外	
				大道峠	900	40		48	204	

単位 延長：m 面積：h a

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 班
開設	自動車道	林 業 専用道	みなかみ町	雨見	700	31		49	208外
				笠原	800	43		50	211
				姉山	1,900	67		51	211
				保戸野山	4,700	111		52	214外
				三国峠	9,700	320		53	223外
				桜沢	2,400	349		54	225外
				赤谷	4,000	264		55	232外
				松ホド沢	1,000	94		56	242
				白石	3,000	140		57	249外
				三峰林道 三峰支線	3,600	183		58	256外
				母谷	1,000	37		59	302
				保登野沢	1,000	29		60	312
				大穴	200	11		61	313
				峠の沢	847	49		62	331
			計	24路線	54,667		18,920		
拡張	総数			21路線	9,265		9,265		
	自動車道 (改良)	林 道	沼田市	石墨	100		100		1
				ケヤキ沢	20		20		104
				倉見沢	6,329		6,329		122
				新地	12		12		128
				新地 袈裟丸支線	86		86		131
				二又沢	17		17		139
				大日沢	15		15		163
				計	7 路線	6,579		6,579	
			昭和村	昭和	800		800		156外
		計	1 路線	800		800			

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用 区 面 積	うち前半 5年分	対図 番号	備考 林班
拡張	自動車道 (改良)	林道	片品村	武尊・塗川 (江戸沢)	30		30		53
			計	1路線	30		30		
			みなかみ町	雨見	22		22		208
				保土野	200		200		213
				万沢(赤沢)	139		139		216
				赤谷	500		500		239
				三峰林道 三峰支線	20		20		256
				谷川	500		500		307
				宝川	300		300		335外
				檜俣座々良 支線	30		30		360
				檜俣	42		42		360外
				矢田沢	20		20		362
				先倉	70		70		363
				大沢	13		13		369
				計	12路線	1,856		1,856	

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
総数（実面積）	93,423.42	81,219.50	
水源涵養のための保安林	78,381.23	66,560.76	
災害防備のための保安林	11,816.70	11,433.25	
保健・風致の保存等のための保安林	3,225.49	3,225.49	

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、土砂崩壊防備、干害防備、なだれ防止の各保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除	種類	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定又は解除を必要とする理由
		市町村	区域（林班）			
指定	総数			7,603.10	3,748.70	
	水かん	計		7,307.30	3,495.90	水源の涵養
		沼田市	6、42、75、76、86～90、104、107、111、112、114～118、130～134、136、153、160～164、	3,811.40	—	
		片品村	43～45、47、58、60、63、66、67、69～72	1,548.50	1,548.50	
	昭和村	154～159	970.70	970.70		

単位 面積：ha

指定 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積	う ち 前 半 5 年 分	指定又は解除を 必要とする理由	
		市町村	区域（林班）				
指定	水かん	みなかみ町	201、204、206、 250、251、254、302 ～304、307、311、 314、324、326、 328、378	976.70	976.70	水源の涵養	
	土 流	計		250.70	250.70	土砂の流出の防備	
		みなかみ町	247、302、313、 315、327	250.70	250.70		
	土 崩	計			45.10	2.10	土砂の崩壊の防備
		沼 田 市	109		43.00	—	
		みなかみ町	323		2.10	2.10	

(注) 本表の種類欄に記載した略称は第4-1-(1)に準ずる。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積  
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域(林班)		うち前半 5年分		
沼田市	6、8、42、75、76、78、79、81、 84、87～89、91、92、94、96、98、 102～104、109、110、114、116～ 118、122、123、140、145、147～ 152、162、163、165、172	40	40	溪間工 山腹工	
片品村	44、45、47、49、57、62、63、66、 67、70～72、74	13	13	溪間工 山腹工	
川場村	19、20	2	2	溪間工	
昭和村	154、157	2	2	溪間工	
みなかみ町	206、208～210、213、220、222、 247～252、254、256～259、261～ 263、302～304、307、311～315、 318、319、322～331、333、335、 336、349、359、362～365、368～ 370、372、378、379、385～388	61	61	溪間工 山腹工 地下水排除工 なだれ防止林造成	
合計		118	118		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	総数		63,064.86	別表3、4 のとおり	
	沼田市	5、8～17、41、73、 78～85、91～103、 122～125、138～ 144、165～177	12,988.28		県自環特 84.75
	[利根]	2～4			
	片品村	48～58、62、77	4,350.65		保健林 96.51 国立特保 25.06 国立特2 1,265.89
	[伊閑町]	1			
	川場村	18～25、28～39	3,001.05		保健林 381.63 砂防指定 5.15
	みなかみ町	202、203、207、 210～240、242～ 244、246、249、 250、255～260、 262、263、307～ 312、315～322、 325、329～354、 356～372、374～ 379、386～388	42,724.88	保健林 922.34 砂防指定 0.47 国立特保 2,049.44 国立特1 2,069.70 国立特2 1,547.05 国立特3 134.81 国自環特 2,318.00 県自環特 1,387.90	
土砂流出	総数		10,692.02	別表3、4 のとおり	
	沼田市	14～16、42、75、 76、87、89～91、 102～107、109、 110、122～124、 132、135、141、 142、144～153	2,726.81		保健林 810.19 砂防指定 9.01 史名天 0.03 県自環特 75.33
	片品村	43、48～51、56、 57、60、61、63、 70、72～74	1,003.79		保健林 161.74 砂防指定 0.06
	川場村	19、25～30、32、 33	1,018.74		保健林 371.67
	昭和村	154	69.13		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
土砂流出	みなかみ町	204、205、207、 210～213、215～ 222、225～231、 240、241、244～ 247、249、250、 252、256、258、 259、261、262、 302、303、306、 313～316、326、 327、329、334～ 336、352～361、 365、369、371、 374、375、385	5,873.55		保健林 352.72 砂防指定 4.34 国立特2 488.28 国立特3 58.75 県自環特 764.42
土砂崩壊	総 数		80.54	別表3、4 のとおり	
	沼 田 市	110	1.59		
	みなかみ町	224、259、332、 379、382～384	78.95		
干害防備	総 数		110.08	別表3、4 のとおり	
	沼 田 市	42、112	17.81		
	みなかみ町	245、253、324、 326～328	92.27		保健林 12.31
雪崩防止	総 数		297.81	別表3、4 のとおり	
	みなかみ町	313～315、323、 324、326、327、 385	297.81		
保 健 林	総 数		3,225.49	別表3、4 のとおり	
	沼 田 市	1、148～150	846.60		土砂流出 810.19 史名天 0.03
	片 品 村	19～22、24、26～ 30	258.25		水かん 96.51 土砂流出 161.74
	川 場 村	48～53	753.30		水かん 381.63 土砂流出 371.67

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
保健林	みなかみ町	220、222、252、 253、255、316～ 319、364～371、 374	1,367.34		水かん	922.34
					土砂流出	352.72
					干害防備	12.31
					国立特2	398.88
					史名天	2.57
砂防指定	総数		24.75	別表6 のとおり		
	沼田市	110、114、118、 137、142、144、 147	14.39		土砂流出	9.01
	片品村	56	0.06		土砂流出	0.06
	川場村	18、21、24～25	5.15		水かん	5.15
	みなかみ町	207、221、222、 246、303～304	5.15		水かん	0.47
					土砂流出	4.34
					国立特3	0.47
国立特保	総数		2,074.52	別表5 のとおり		
	片品村	77	25.06		水かん	25.06
	みなかみ町	233～237、309、 310、318、319	2,049.46		水かん	2,049.44
国立特1	総数		2,070.19	別表5 のとおり		
	みなかみ町	233～235、238、 309、319、320	2,070.19		水かん	2,069.70
国立特2	総数		3,336.59	別表5 のとおり		
	片品村	62	1,277.19		水かん	1,265.89
	みなかみ町	239、242、243、 308、310～312、 316～319	2,059.40		水かん	1,547.05
					土砂流出	488.28
					保健林	398.88
国立特3	総数		204.84	別表5 のとおり		
	みなかみ町	216、220～222、 228、240	204.84		水かん	134.81
					土砂流出	58.75
					砂防指定	0.47
国自環特	総数		2,318.00	別表6 のとおり		
	みなかみ町	347-VI	2,318.00		水かん	2,318.00

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
県自環特	総数		2,312.40	別表6 のとおり	
	沼田市	94、95、123、 124、132、171	160.08		水かん 84.75 土砂流出 75.33
	みなかみ町	334、335、347-II、 347-VII、357～361	2,152.32		水かん 1,387.90 土砂流出 764.42
史名天	総数		2.60	別表6 のとおり	
	沼田市	148	0.03		土砂流出 0.03 保健林 0.03
	みなかみ町	252	2.57		保健林 2.57

(注) 市町村欄の [ ] は、官行造林地である。

本表に用いた略称

略称	正式名称	略称	正式名称
水かん	水源かん養保安林	国立特保	国立公園特別保護地区
土砂流出	土砂流出防備保安林	国立特1	国立公園第1種特別地域
土砂崩壊	土砂崩壊防備保安林	国立特2	国立公園第2種特別地域
干害防備	干害防備保安林	国立特3	国立公園第3種特別地域
雪崩防止	なだれ防止保安林	国自環特	自然環境保全地域特別地区
保健林	保健保安林	県自環特	県自然環境保全地域特別地区
砂防指定	砂防指定地	史名天	史跡名勝天然記念物

## 2 その他必要な事項

特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		96,416.47	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
沼田市	計	25,485.01	
	1 い～イ1、ロ1～ハ3		
	2 全		
	3 い1～イ、ハ1～ハ4		
	4～7全		
	8 い1～ロ		
	9 全		
	10 い～よ3、ロ、ハ1		
	11 い1～り、ロ～ニ2		
	12 い1～へ、イ2、イ4		
	13 い1～イ4		
	14～16 全		
	17 い1～イ、ハ		
	40 全		
	41 い～イ		
	42 全		
	73 ろ		
	75 全		
	76 全		
	78～86 全		
	87 い～う2、ロ		
	88～108 全		
	109 い～く2、ロ1～ロ5		
	110 い～す2、ロ～ニ		
	111 全		
	112 い1～む、ロ1～ロ4		
	113～118 全		
	119 い～ま		
	120～129 全		
	130 い～ほ2		
	131～138 全		
	139 い～ロ、ホ		
	140 い1～イ		
	141 全		
	142 い1～つ、ハ		

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
沼田市	143 全 144 い～す10 145 全 146 全 147 い1～イ1、ト 148 い1～み、イ2 149 い～む、ロ 150～153 全 160 い1～ら、ロ 161 い1～よ 162 全 163 い～た3 164～177 全		
片品村	計	8,848.96	
	43 全 44 い～け 45 全 46 い1～イ、ハ1～ハ3 47 い1～れ2、ホ1、ホ2 48 い1～や、ロ、ニ、ホ 49～51 全 52 い～イ 53 全 54 い1～よ、ハ1～ハ3 55 全 56 い～か 57 全 58 い～み、ロ 59 い～す3 60 い～め、ロ1～ハ 61 い～あ、ニ2 62 全 63 全 64 い1～そ、ハ1、ハ2 65 全 66 い1～れ、ハ、ニ 67 い～む2、ハ1～ハ3 68 い～イ、ハ		

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
片品村	69 い~そ 70~72 全 73 い1~い4 74 全 77 全		
川場村	計	4,350.97	
	18 全 19 い1~イ、ハ1 20 い1~イ 21~23 全 24 い~よ、ロ~ハ2 25 い~ぬ2、ロ、ハ 26~28 全 29 い1~へ2 30 い~る4、ロ1~ロ4 31~38 全 39 い~イ3		
昭和村	計	1,154.94	
	154~156 全 157 い~う2、ロ 158 全 159 全		
みなかみ町	計	56,576.59	
	201 い~イ3 202 全 203 全 204 い~ね 205 い~む2、ニ 206 全 207 全 208 い~て 209 い~ら 210 い~こ、ロ~ハ2 211 全 212 い~す6、ロ 213~215 全 216 い~あ2、ロ、ハ 217 全		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
みなかみ町	218 全		
	219 い1～ね、ロ1～ハ		
	220 い～イ2、ロ2、ニ1～ホ		
	221 い1～イ1、ロ		
	222 い～イ、ハ、ニ		
	223 い～く2、ロ		
	224～232 全		
	233 い～は2、ロ～ホ		
	234～240 全		
	241 い～う3、ロ～ハ5		
	242～244 全		
	245 い～さ、ロ1～ニ		
	246 全		
	247 全		
	248 い～ハ		
	249 い～ひ、ロ1～ホ、チ		
	250 い～め		
	251 い1～く、ト1～ヌ1、ヌ3		
	252 い1～つ、ロ～ハ3		
	253 い～お		
	254 い～せ8		
	255～257 全		
	258 い～あ、ロ1、ロ2		
	259 全		
	260 い～れ		
	261 全		
	262 い～か2		
	263 全		
	301 い～ゆ		
	302 全		
	303 い～ロ		
304 い～イ8、ハ1、ニ、ホ、チ			
305 全			
306 い～イ、ハ			
307 い～こ、ロ			
308 全			
309 全			
310 い～は2、ロ1～ハ			

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
みなかみ町	311 全		
	312 い～せ4、ニ～ホ2		
	313 い1～す5、ホ1～チ		
	314 い～よ3		
	315 い～イ2、ハ		
	316 い～れ、ロ1～ロ3		
	317 い1～ロ1		
	318 い～と、ロ2、ニ～ホ4		
	319 い～イ2、イ7、イ10、ロ、ホ2～ト14		
	320～322 全		
	323 い～イ、ハ～ニ3		
	324 全		
	325 全		
	326 い～す7、ハ1～ハ3		
	327 い1～す5、ハ1～ニ		
	328 全		
	329 い～ね3		
	330～335 全		
	336 い1～お2、ハ～ホ2		
	337 い、ろ		
	338 全		
	339 全		
	340 い1～ほ、ロ		
	341～349 全		
	350 い1～イ2		
	351 全		
	352 い～と		
	353～361 全		
	362 い1～せ2		
	363 い1～イ、ハ1～ハ3		
	364 い1～む3		
	365 全		
	366 い～イ1		
	367～371 全		
	372 い1～の		
	373～378 全		
	379 い1～に、ハ		
	380 い～ぬ		

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 ( 林 小 班 )	面 積	施業方法
みなかみ町	381 全 382 い1～と 383 い1～イ 384 い～す9、ロ、ホ1、ホ2 385 い～め、ロ 386～388 全		

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		42,965.14	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
沼田市	計	5,146.25	
	11 ハ2、ハ5		
	13 イ1、イ2		
	14 よ1~よ3、ロ、ハ		
	15 ぬ~イ3		
	16 ち~イ2		
	17 る2~か2		
	42 へ、ぬ~る2、う		
	73 ろ		
	75 り、ぬ		
	76 い		
	78 い、ね~む、イ1、イ2、ロ1、ロ2		
	80 に、イ		
	81 い、へ~イ2、イ4~ロ2、ロ4~ロ7		
	82 全		
	83 い~に、イ2~ロ1、ロ3~ロ6		
	84 い、は~へ、れ、つ、イ1~ロ2		
	87 そ、つ、な、む、う2、ロ		
	88 ち		
	89 ぬ~イ		
	90 る~イ3		
	91 い1~ろ、と、ち、ぬ5、イ1		
	92 と		
	93 に		
	94 ち1、ち2		
	95 ほ~と		
	97 ろ		
	98 は		
	99 は1~に		
	100 に1		
	102 い、は		
	103 い、に1、に2、へ、り		
	104 い、は、ち~ぬ、か、た、つ		

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
沼田市	105 い		
	106 い		
	107 は、ほ～と、り		
	109 る1、れ、そ、の～く2		
	110 い～に、た、ら、ふ、み、ひ1～す2、ロ、ハ		
	114 ろ、ほ1、イ		
	118 ろ、ら、む		
	122 わ		
	123 い1～い3、い5～は		
	124 ろ5、は		
	132 に		
	135 い		
	137 ろ1		
	141 ぬ1～ロ1		
	142 に、ほ、ぬ		
	144 い～は、ほ、そ～ね、ら～ま、ふ～て、さ1～す10		
	145 は9、に1～に4、イ2		
	146 ～1～り		
	147 い1～は、う3、ま1、ま2、こ～イ1、ト		
	148 お5～く、ま1～み		
	149 い～む、ロ		
	150 は13、～～か		
	151 ～、ち～り2、た5、つ1～く		
	152 ほ、と2		
	153 ね		
	166 ろ1～は		
	167 と		
170 全			
171 全			
172 と、ロ1			
173 イ			
176 イ1			
片品村	計	2,452.39	
片品村	43 は、る1～る3		
	48 く、や、ニ、ホ		
	49 よ～ロ		
	50 う～ロ		
	51 ね、ロ		

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
片品村	52 り2		
	56 り1、り2		
	57 と、ち		
	60 め、ハ		
	61 つ1～ら、て、ニ2		
	62 全		
	63 や、ま		
	70 は～イ		
	72 は1～ち2		
	73 い1～い4、		
	74 全		
77 全			
川場村	計	1,041.96	
	18 イ		
	19 ち1～ぬ5		
	20 イ		
	21 イ、ロ		
	24 ロ～ハ2		
	25 ぬ1、ぬ2、ロ、ハ		
	26 全		
	27 全		
	28 ほ1～へ		
	29 ほ～へ2		
	30 る2～る4、ロ1～ロ4		
	32 い		
	33 そ、イ2		
昭和村	計	69.35	
	154 と1～わ		
みなかみ町	計	34,255.19	
	204 る2		
	205 い～ち、ぬ3、る、ニ		
	207 い、ロ		
	210 い、わ1、よ～つ、な1～ら、ロ～ハ2		
	211 ち、う		
	212 い、に1～に3		
	213 の		
	215 ち、つ、イ		
	216 い、む、え1～あ2、ロ		

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
みなかみ町	217 へ2、へ4、ぬ1～む1、む3、む4、ロ		
	218 ら～イ		
	219 れ1、れ2、ハ		
	220 い～は、る1～イ1、ニ1～ホ		
	221 い1～ろ、わ、か、そ1、そ2、け、ふ、す2、イ1、ロ		
	222 は、よ1～た、そ、イ、ハ、ニ		
	224 わ、も		
	225 な1～ま、イ		
	226 い、わ		
	227 い、ぬ		
	228 い、ろ、は2、に、ほ、る2、る3、く、や、イ		
	229 い1～い3		
	230 い、ぬ		
	231 な、ら、ロ		
	233 い～は2、ロ～ホ		
	234～238 全		
	239 る1、ロ		
	240 い～へ、わ2、イ、ロ、ホ		
	241 と		
	242 ほ1、ほ2		
	243 は1、は2		
	244 い		
	245 へ、こ		
	246 い～ぬ、す、ニ、ホ		
	247 そ、け		
	249 わ～む、う5、う6、お～ま、ロ2～ニ、チ		
	250 と1～く4、や5～え、さ1～き1		
	252 い1～ろ、ほ1、ほ3、ロ		
	254 は1～へ1、と～な		
	256 る、く		
	258 な		
	259 い2、は2、に2、く4、く6		
	261 全		
	262 ほ、へ		
	302 る1～る4		
	303 な、ロ		
	304 ろ、に2、に5、に6、と、ハ1		
	305 ろ～む		

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
みなかみ町	306 わ～イ、ハ		
	307 む～こ		
	308 全		
	309 全		
	310 い～は2、ロ1～ハ		
	311 全		
	312 ち1、り1、ぬ1、る、ホ1、ホ2		
	313 い1～と、わ～の、チ		
	314 い～に2、ほ、と、ち、ぬ～よ3		
	315 い～イ2、ハ		
	316 い～る		
	317 イ1～イ3		
	318 ニ～ホ4		
	319 い、ろ1、ろ3、に、ほ2～ほ5、と～ぬ、ト1～ト14		
	320 ろ～イ3		
	321 全		
	322 全		
	323 い～り、る～イ、ハ、ニ1		
	324 全		
	325 全		
	326 い～と、り～や、け～す7、ハ1～ハ3		
	327 い1～す5、ハ1～ニ		
	329 ぬ～か		
	331 は、に1		
	332 い、ろ、へ～た、な～ら2		
	333 へ		
	334 全		
	335 は～ロ3		
	336 に、へ～ぬ、う1～お2		
	337 い、ろ		
	338 ろ2		
	339 い1、ろ～イ3		
	340 に、ほ		
	341 い6		
	342～347-6 全		
	347-7 い～へ、イ2		
	348 ろ1、ろ2		
	349 全		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
みなかみ町	350 い1～イ2		
	351 に1～イ2		
	352 ほ～と		
	353 い、は		
	354 い1、い2、ろ～は2		
	355 全		
	356 全		
	357 ぬ～イ2		
	358 い5～イ4		
	359 に～イ3		
	360 つ7～ね2、ロ2、ロ3		
	361 ほ1～と2、ち2、イ1、イ2		
	364 む2		
	365 へ1～と、そ、つ		
	366 と、り3		
	367 ロ		
	369 か～た		
	370 た9		
	371 た、れ		
	374 わ1、わ2		
	375 ち、り		
	379 い1～に、ハ		
	382 い1～い4		
	383 の1、イ		
	384 う、ホ1、ホ2		
	385 い～め、ロ		
	386 と、か、よ、れ～つ		

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
該当なし

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		34,580.10	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
沼田市	計	3,772.90	
	1 か、よ、ロ1		
	2 イ		
	10 い～よ3、ロ、ハ1		
	11 い1～り、ロ～ニ2		
	12 い1～へ、イ2、イ4		
	13 い1～イ4		
	14 い1～か、よ3～ハ		
	15 い1～ぬ、る2、る4～イ2		
	16 い1～と11、ぬ2、る2、わ3～わ5、イ2		
	17 る2～か2		
	40 わ2		
	80 に		
	81 へ～り、イ4～ロ7		
	82 全		
	83 全		
	94 ち1、ち2		
	95 ほ～と		
	97 ろ		
	100 に1		
	105 へ		
	106 よ		
	121 と、ち		
	123 ろ、は		
	124 ろ5、は		
	132 に		
	148 ゆ3、ゆ4		
	149 わ6、れ3、ね、な2～む、ロ		
	166 ろ1～は		
	167 と		
	170 全		
	171 い2～ほ2		
	172 と、ロ1		

単位 面積 : ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
片品村	計	4,243.69	
	46 い1~ぬ2、る2~イ、ハ1~ハ3		
	47 い1~た、ホ1、ホ2		
	48 い1~や、ロ、ニ、ホ		
	49~51 全		
	52 り1~か3		
	53 全		
	54 い1~よ、ハ1~ハ3		
	55 る2、る3		
	58 お、く、ま、て2、さ、ゆ1~み、ロ		
	59 い~ま4、ふ、こ、て~し5、せ1、せ2		
	60 ろ~へ1、る1~か1、た、そ~う1、あ~ゆ、ロ2		
	61 い~そ、つ2、む~あ		
	62 ほ、へ、ち~か		
	67 い~は、ほ、へ3~と、ぬ1~ら3、ハ1~ハ3		
	68 い、は1~ほ、と、ハ		
	69 い~ち3、り3、わ1~そ		
	77 全		
川場村	計	1,669.57	
	18 へ~り、る2、よ1、よ3~な5、ら2~ら4、ら6		
	19 い1~イ、ハ1		
	20 ろ~イ		
	21 と1~イ		
	22 わ2		
	24 ろ、に2、に3、ほ1~ほ7、へ~よ、ロ~ハ2		
	25 い~り11、ロ、ハ		
	26 い5、イ		
	27 い3、イ		
	28 い1~に3、へ		
	29 い1~へ2		
	30 い~る4、ロ1~ロ4		
	31 全		
	39 に1~り、わ~イ3		
昭和村	計	16.88	
	157 い、ろ		

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
みなかみ町	計	24,877.06	
	203 う2		
	206 わ1		
	211 い～ほ1		
	216 い～ち1、り1、え1、え2、ハ		
	217 い、ろ1、ロ		
	218 ら～イ		
	219 ハ		
	220 に、た1、た2、ニ1～ホ		
	221 い1、ほ～ち、る2、よ、れ、む～う2、く1、え、あ、 さ、す1		
	222 ろ、に～と、わ、よ1～イ、ハ、ニ		
	233 い～は2、ロ～ホ		
	234～238 全		
	239 る1、ロ		
	242 ほ1、ほ2		
	243 は1、は2		
	246 も～す		
	247 れ、そ		
	248 ら1～む、あ1～イ		
	250 は3、へ		
	251 い1～に2、へ～り2、わ1～む3、う2、う3、の～く、 ト1～ヌ1、ヌ3		
	252 ほ2、ち1～る1、わ1～つ、ハ1～ハ3		
	253 ろ～り、る1～れ、つ～お		
	254 ろ～へ1、と～ら1、ら3～う5、く～き、し～せ8		
	255 い～と1、イ、ロ		
	301 い～ゆ		
	302 る2～る4、か1～つ		
	303 な		
	308 全		
	309 全		
	310 い～は2、ロ1～ハ		
	311 お、く		
	312 と2～ち2、り2、ぬ2、な2～め、し1～せ4、ニ、ホ2		
	313 け2		
	314 に3～り		
	316 わ1～れ、ロ1～ロ3		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
みなかみ町	317 い1～ロ1		
	318 い～と、ロ2、ニ～ホ4		
	319 い～イ2、イ7、イ10、ロ、ホ2～ト14		
	320～322 全		
	323 ぬ、ニ2、ニ3		
	334 イ1～イ3、ロ		
	335 ロ1～ロ3		
	339 ろ～イ3		
	346～348 全		
	357 る～イ2		
	358 ろ～イ4		
	359 ほ～イ3		
	360 ね1、ね2、ロ2、ロ3		
	361 へ、ち2、イ1、イ2		
	364 り2、わ～よ2、れ、つ、な4～ら2、む2、む3		
	365 い～そ		
	366 い～イ1		
	367 い～り7、る1～ロ		
	368 ろ～わ6、そ、イ		
	369 わ、か、た		
	370 い～は1、へ3～と、た9		
	371 れ		
	373 い1～る1、つ、イ～ロ2		
	374 わ2		
	375 に1～へ、イ		
	377 て2		
	381 ち		
	382 と		
	383 は～へ		
	384 ろ～に、つ2～ね2、の1、の2、ま、け、ゆ、め、 し4～も1、も3～す9		
	386 ら～む2		

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域と施業の方法

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域		面 積	施業の方法
	市 町 村	林 小 班		
総 数			15.86	
農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採方法を特定する必要がある森林	沼 田 市	109る1	3.12	択伐とする
自然環境の保全及び形成並びに保健・文化・教育的利用のため伐採方法を特定する必要がある森林	川 場 村	19～3, ～6、ぬ3、ぬ4	12.74	

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区 分		対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面 積
総 数				59,498.03
市 町 村 別 内 訳	沼 田 市	ニホンジカ	1～17、40～42、73、75、76、 78～153、161、162、165～177	25,233.36
	[ 利 根 ]		2～4	
	片 品 村	ニホンジカ	43～74、77	8,848.96
	川 場 村	ニホンジカ	18～39	4,350.97
	昭 和 村	ニホンジカ	154～159	1,154.94
み な か み 町	ニホンジカ	203、205～229、240～248、250、 254～263、301～305、325～333、 364～388	19,909.80	

(注) 市町村欄の [ ] は、官行造林地である。

別表3 指定施業要件を定める場合の基準

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</li> <li>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</li> <li>ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</li> <li>ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</li> </ul> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</li> <li>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</li> </ul>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</li> <li>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</li> <li>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</li> </ul>

事 項	基 準
3 植 栽	<p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表4 指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐。</p>
干害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
なだれ防止保安林	<p>1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、禁伐。</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>

別表5 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他の植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</li> <li>2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</li> </ol>
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</li> <li>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</li> <li>3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</li> <li>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</li> <li>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長（国定公園、都県立自然公園にあつては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</li> <li>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。</li> <li>7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</li> </ol>
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表6 砂防指定地等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「群馬県砂防指定地管理条例施行規則」（平成15年3月24日群馬県規則第9号）による。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「群馬県文化財保護条例」（昭和51年10月25日群馬県条例第39号）及び同施行規則（令和2年3月31日群馬県規則第45号）による。
自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）及び同施行規則（昭和48年総理府令第62号）による。
県 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区	「群馬県自然環境保全条例」（昭和48年7月10日群馬県条例第24号）及び同施行規則（昭和48年10月9日群馬県規則第50号）による。

## 附 属 参 考 资 料

## 1 森林計画区の概況

### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積				森林比率 ②/① ×100	
		総数 ②	国有林 (林野庁)	国有林 (林野庁外)	民有林		
総 数	176,569	151,572	96,641	—	54,931	86	
市 町 村 別 内 訳	沼 田 市	44,346	35,391	25,583	—	9,808	80
	片 品 村	39,176	36,202	8,889	—	27,313	92
	川 場 村	8,525	7,321	4,351	—	2,970	86
	昭 和 村	6,414	2,556	1,155	—	1,401	40
	みなかみ町	78,108	70,103	56,664	—	13,439	90

- (注) 1 区域面積は、「群馬県資料」による。  
 2 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積。  
 3 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

### (2) 地 況

#### ア 気 候

観測地	気 温 (°C)			年間降水量 (mm)	最 高 降 雪 量 (cm)	主風の方向	備 考
	最 高	最 低	年平均				
藤 原	32.5	-12.7	9.5	1,681	293	北北西	みなかみ町
みなかみ	33.4	-9.7	10.9	1,695	223	東北東	みなかみ町
沼 田	36.0	-11.3	12.5	1,119	—	北西	沼田市

- (注) 1 「気象庁気象統計情報」(2015年～2019年)の平均値による。  
 2 主風の方向は、最多風向による。  
 3 「—」は、観測データなし。

#### イ 地 勢

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

#### ウ 地質、土壌等

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

## (3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	区域面積	森 林	農 地			その他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	176,569	151,572	8,463	1,847	6,610	16,534	2,426	
市 町 村 別 内 訳	沼 田 市	44,346	35,391	3,200	782	2,420	5,755	1,127
	片 品 村	39,176	36,202	674	124	550	2,300	201
	川 場 村	8,525	7,321	509	199	310	695	106
	昭 和 村	6,414	2,555	2,360	64	2,290	1,499	310
	みなかみ町	78,108	70,103	1,720	678	1,040	6,285	682

- (注) 1 農地の数値は、「2015年農林業センサス」による。  
 2 宅地の数値は、「群馬県資料」による。  
 3 農地総数には果樹園が含まれるため田と畑の計とは一致しない。  
 4 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

## (4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 額	農 業	林 業	漁 業			
総 数	323,971	14,864	13,972	840	53	100,922	208,184	
市 町 村 別 内 訳	沼 田 市	164,876	5,412	5,030	338	44	40,513	118,952
	片 品 村	16,127	1,090	955	128	7	2,824	12,213
	川 場 村	13,262	1,061	1,007	53	2	2,060	10,140
	昭 和 村	31,549	5,145	5,121	24	—	13,346	13,058
	みなかみ町	98,156	2,155	1,859	295	0	42,179	53,822

- (注) 1 数値は、「群馬県資料」による。  
 2 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	就業者総数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 数	農 業	林 業	漁 業			
総 数	42,956	6,887	6,616	257	14	9,596	26,023	
市 町 村 別 内 訳	沼 田 市	24,516	2,951	2,810	136	5	6,037	15,137
	片 品 村	2,512	526	478	44	4	454	1,514
	川 場 村	1,671	438	410	26	2	356	876
	昭 和 村	4,250	1,936	1,925	11	—	685	1,620
	みなかみ町	10,007	1,036	993	40	3	2,064	6,876

- (注) 1 総務省統計局「平成27年国勢調査報告書（総務省統計局）」による。  
 2 分類不能の産業があることから総数と内訳は必ずしも一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積：ha 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は千束 成長量：千m<sup>3</sup>

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	96,640.95	13,356	116	250.58			117.23			216.20	18	3	237.46	17	1
総数	総数	85,562.43	13,356	116	250.58		117.23			216.20	18	3	237.46	17	1
	針	32,420.61	6,443	68	247.50		107.17			138.23	14	3	74.36	8	1
	広	53,141.82	6,913	48	3.08		10.06			77.97	3		163.10	10	
人工林	総数	26,725.88	5,940	84	247.50		107.18			136.83	8	1	73.88	7	1
	針	21,402.66	4,989	65	247.50		107.17			136.77	8	1	73.61	7	1
	広	5,323.22	951	20			0.01			0.06			0.27		
育成	総数	23,024.00	5,143	76	247.50		107.18			136.83	8	1	64.73	6	1
	針	19,177.84	4,456	61	247.50		107.17			136.77	8	1	64.73	6	1
	広	3,846.16	687	15			0.01			0.06					
育成	総数	(89.92)													
	針	(19.54)													
	広	3,701.88	797	8									9.15	1	
天然林	総数	58,836.55	7,416	32	3.08		10.05			79.37	10	2	163.58	10	
	針	11,017.95	1,454	3						1.46	7	1	0.75		
	広	47,818.60	5,962	29	3.08		10.05			77.91	3		162.83	10	
育成	総数	69.81	8		3.08					12.93			3.74		
	針	37.34	6												
	広	32.47	2		3.08					12.93			3.74		
育成	総数	6,270.19	1,058	13			2.17			55.26	10	2	36.05	4	
	針	1,177.76	257	3						1.46	7	1	0.57		
	広	5,092.43	801	10			2.17			53.80	3		35.48	4	
天然	総数	52,496.55	6,350	19			7.88			11.18			123.79	6	
	針	9,802.85	1,191	1									0.18		
	広	42,693.70	5,159	19			7.88			11.18			123.61	6	
竹林															
無立木地	11,078.52														

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は千束 成長量：千m<sup>3</sup>

区分	5 齡級			6 齡級			7 齡級			8 齡級			9 齡級						
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量				
総数	506.03	49	3	965.40	125	5	1,228.77	203	6	2,760.61	526	12	4,110.82	750	15				
総数	総数	506.03	49	3	965.40	125	5	1,228.77	203	6	2,760.61	526	12	4,110.82	750	15			
	針	244.87	31	2	419.62	76	3	848.69	171	5	2,082.78	455	10	3,028.56	613	11			
	広	261.16	18	1	545.78	49	2	380.08	33	1	677.83	72	2	1,082.26	137	4			
人工林	総数	総数	240.15	30	2	472.90	86	3	950.60	180	5	2,281.17	480	11	3,422.88	664	12		
		針	235.55	30	2	413.53	74	3	823.39	167	5	2,059.37	451	10	2,964.74	600	10		
		広	4.60			59.37	11	1	127.21	13	1	221.80	29	1	458.14	63	2		
育 単層成林	総数	総数	215.58	29	2	419.15	72	3	920.79	177	5	2,225.63	468	11	3,215.00	630	12		
		針	210.98	29	2	393.36	69	3	810.27	165	5	2,026.89	441	10	2,827.15	576	10		
		広	4.60			25.79	3		110.52	12	1	198.74	27	1	387.85	54	2		
育 複層成林	総数				(19.54)						(23.15)			(1.14)					
		針	24.57	2		53.75	14	1	29.81	3		55.54	12		207.88	34	1		
		広	24.57	2		20.17	5		13.12	2		32.48	10		137.59	24			
天然林	総数	総数	265.88	19	1	492.50	39	1	278.17	23	1	479.44	46	1	687.94	86	2		
		針	9.32	1		6.09	1		25.30	3		23.41	3		63.82	13			
		広	256.56	18	1	486.41	38	1	252.87	20	1	456.03	43	1	624.12	73	2		
	育 単層成林	総数	総数	4.00						0.20					4.86			7.72	1
			針	4.00						0.20								7.72	1
			広													4.86			
	育 複層成林	総数	総数	60.77	5		51.62	7		147.49	14	1	167.50	20	1	354.59	49	1	
			針	4.44	1		5.94	1		25.10	3		23.41	3		56.05	11		
			広	56.33	4		45.68	5		122.39	11		144.09	16		298.54	37	1	
	天然生林	総数	総数	201.11	14		440.88	32	1	130.48	9		307.08	26	1	325.63	36	1	
			針	0.88			0.15									0.05			
			広	200.23	13		440.73	32	1	130.48	9		307.08	26	1	325.58	36	1	
竹林																			
無立木地																			

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は千束 成長量：千m<sup>3</sup>

区分	1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級				
	面積	材積	成長量														
総数	5,184.08	1,043	17	5,494.24	1,188	16	5,178.75	1,149	13	4,159.81	898	8	2,106.97	440	4		
総数	総数	5,184.08	1,043	17	5,494.24	1,188	16	5,178.75	1,149	13	4,159.81	898	8	2,106.97	440	4	
	針	3,380.76	802	11	3,420.85	877	9	3,178.28	849	7	2,618.84	656	4	894.51	241	1	
	広	1,803.32	241	6	2,073.39	311	7	2,000.47	300	6	1,540.97	241	4	1,212.46	199	3	
人工林	総数	総数	4,052.35	906	14	4,383.48	1,069	14	4,017.25	1,016	10	3,220.81	767	6	1,076.18	274	2
		針	3,276.02	783	11	3,338.70	860	9	3,084.26	828	7	2,492.67	631	4	787.03	217	1
		広	776.33	124	3	1,044.78	208	5	932.99	188	3	728.14	135	2	289.15	57	1
育成	単層林	総数	3,738.74	841	13	3,896.21	961	12	3,321.12	847	9	2,757.19	668	5	866.18	224	2
		針	3,081.01	736	10	3,058.11	789	8	2,655.86	715	6	2,196.38	560	4	667.81	184	1
		広	657.73	105	3	838.10	172	4	665.26	132	2	560.81	108	2	198.37	40	1
育成	複層林	総数	313.61	65	1	487.27	107	1	696.13	168	2	463.62	99	1	210.00	51	
		針	195.01	47	1	280.59	71	1	428.40	113	1	296.29	72		119.22	34	
		広	118.60	18	1	206.68	36	1	267.73	55	1	167.33	27		90.78	17	
総数	総数	1,131.73	137	3	1,110.76	119	2	1,161.50	134	2	939.00	131	2	1,030.79	166	2	
	針	104.74	20		82.15	17		94.02	21		126.17	25		107.48	24		
	広	1,026.99	117	3	1,028.61	102	2	1,067.48	113	2	812.83	106	2	923.31	142	2	
育成	単層林	総数			4.90	1		0.72			3.39			18.00	2		
		針			3.18	1		0.11			3.39			13.45	2		
		広			1.72			0.61						4.55	1		
育成	複層林	総数	852.43	114	2	345.22	52	1	334.52	63	1	388.32	66	1	313.76	64	1
		針	104.74	20		77.30	16		93.11	21		118.09	23		88.83	21	
		広	747.69	94	2	267.92	36	1	241.41	42	1	270.23	43	1	224.93	43	1
天然林	天然生林	総数	279.30	23	1	760.64	66	1	826.26	70	1	547.29	64	1	699.03	100	1
		針				1.67			0.80			4.69	1		5.20	1	
		広	279.30	23	1	758.97	66	1	825.46	70	1	542.60	63	1	693.83	99	1
竹林																	
無立木地																	

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は千束 成長量：千m<sup>3</sup>

区分	1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級					
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数	1,324.75	230	2	1,137.15	197	2	1,449.23	264	2	1,600.73	289	2	2,438.09	457	3			
総数	総数	1,324.75	230	2	1,137.15	197	2	1,449.23	264	2	1,600.73	289	2	2,438.09	457	3		
	針	243.29	55		202.95	48		175.70	44		284.61	59		525.66	123			
	広	1,081.46	175	2	934.20	149	2	1,273.53	220	2	1,316.12	230	2	1,912.43	334	2		
立木地	人工林	総数	総数	234.56	54		228.14	50		184.44	44		227.31	45		487.90	111	
			針	173.87	42		152.21	37		109.30	30		174.17	37		337.88	82	
			広	60.69	12		75.93	12		75.14	14		53.14	8		150.02	28	
		育成	総数	154.48	37		128.29	33		82.88	21		151.89	31		187.24	45	
			針	121.35	31		89.36	26		50.35	15		129.95	27		156.69	40	
			広	33.13	6		38.93	7		32.53	6		21.94	3		30.55	5	
	育成	総数										(0.92)			(7.65)			
		針	80.08	17		99.85	17		101.56	23		75.42	15		300.66	65		
		広	52.52	11		62.85	11		58.95	15		44.22	9		181.19	42		
	天然林	総数	総数	1,090.19	177	2	909.01	148	1	1,264.79	220	2	1,373.42	244	2	1,950.19	346	2
			針	69.42	13		50.74	11		66.40	13		110.44	22		187.78	40	
			広	1,020.77	164	2	858.27	137	1	1,198.39	206	2	1,262.98	222	2	1,762.41	306	2
育成		総数																
		針																
		広																
育成		総数	111.40	22		137.70	25		199.00	38		209.33	39		471.98	94	1	
		針	19.58	5		24.70	6		26.59	7		51.50	10		87.70	21		
		広	91.82	17		113.00	19		172.41	31		157.83	29		384.28	73	1	
天然生林		総数	978.79	155	2	771.31	123	1	1,065.79	182	2	1,164.09	205	2	1,478.21	252	2	
		針	49.84	8		26.04	5		39.81	7		58.94	12		100.08	19		
		広	928.95	147	2	745.27	118	1	1,025.98	175	2	1,105.15	193	2	1,378.13	233	2	
竹林																		
無立木地																		

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみ林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位 面積：ha 材積：立木は千m<sup>3</sup> 立竹は千束 成長量：千m<sup>3</sup>

区分		20 齡級			21 齡級以上				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数		2,813.58	511	3	42,281.95	5,002			
立木地	総数	総数	2,813.58	511	3	42,281.95	5,002		
		針	557.73	118		9,745.65	1,203		
		広	2,255.85	393	3	32,536.30	3,799		
	人工林	総数	総数	265.75	58		414.62	92	
			針	165.43	41		249.49	61	
			広	100.32	17		165.13	31	
	人工林	育成 単層林	総数	27.48	7		159.91	38	
			針	22.54	6		123.61	32	
			広	4.94	1		36.30	6	
	人工林	育成 複層林		(1.55)			(11.57)		
			総数	238.27	51		254.71	54	
			針	142.89	35		125.88	29	
	立木地	天然林	総数	総数	2,547.83	453	3	41,867.33	4,910
				針	392.30	77		9,496.16	1,142
				広	2,155.53	375	2	32,371.17	3,768
天然林		育成 単層林	総数	5.17	1		1.10		
			針	4.30	1		0.99		
			広	0.87			0.11		
天然林		育成 複層林	総数	755.35	147	1	1,275.73	227	
			針	161.08	38		207.57	42	
			広	594.27	109	1	1,068.16	184	
天然林		天然 生林	総数	1,787.31	305	2	40,590.50	4,682	
			針	226.92	39		9,287.60	1,099	
			広	1,560.39	266	2	31,302.90	3,583	
竹林									
無立木地									

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。  
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。  
 3. ( ) は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

単位 面積：ha、材積：m<sup>3</sup>、成長量：m<sup>3</sup>/年

区分			立木地							無立木地等					計		
			人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地		林地以外の地	計
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
制限林	面積	針	9,418.14	1,568.38	10,986.52	3.83	754.44	9,560.08	10,318.35		21,304.87						
		広	1,816.92	1,121.03	2,937.95	1.20	3,684.28	36,986.04	40,671.52		43,609.47						
		計	11,235.06	2,689.41	13,924.47	5.03	4,438.72	46,546.12	50,989.87		64,914.34	110.27			9,387.44	9,497.71	74,412.05
	材積	針	2,159,707	360,222	2,519,929	1,092	166,300	1,149,452	1,316,844		3,836,773						3,836,773
		広	315,309	199,955	515,264	232	575,508	4,375,754	4,951,494		5,466,758				100	100	5,466,858
		計	2,475,016	560,177	3,035,193	1,324	741,808	5,525,206	6,268,338		9,303,531				100	100	9,303,631
	成長量	針	28,976.3	2,302.3	31,278.6	1.0	1,768.7	561.7	2,331.4		33,610.0						33,610.0
		広	6,959.2	3,152.6	10,111.8	3.0	6,290.2	11,731.2	18,024.4		28,136.2						28,136.2
		計	35,935.5	5,454.9	41,390.4	4.0	8,058.9	12,292.9	20,355.8		61,746.2						61,746.2
普通林	面積	針	9,759.70	656.44	10,416.14	33.51	423.32	242.77	699.60		11,115.74						
		広	2,029.24	356.03	2,385.27	31.27	1,408.15	5,707.66	7,147.08		9,532.35						
		計	11,788.94	1,012.47	12,801.41	64.78	1,831.47	5,950.43	7,846.68		20,648.09	279.03			1,301.78	1,580.81	22,228.90
	材積	針	2,296,012	172,683	2,468,695	4,990	90,756	41,600	137,346		2,606,041						2,606,041
		広	371,997	64,225	436,222	1,316	225,901	783,017	1,010,234		1,446,456				135	135	1,446,591
		計	2,668,009	236,908	2,904,917	6,306	316,657	824,617	1,147,580		4,052,497				135	135	4,052,632
	成長量	針	31,589.8	1,646.1	33,235.9	63.3	947.1	135.3	1,145.7		34,381.6						34,381.6
		広	8,410.2	1,198.0	9,608.2	32.7	3,641.6	6,962.7	10,637.0		20,245.2						20,245.2
		計	40,000.0	2,844.1	42,844.1	96.0	4,588.7	7,098.0	11,782.7		54,626.8						54,626.8
計	面積	針	19,177.84	2,224.82	21,402.66	37.34	1,177.76	9,802.85	11,017.95		32,420.61						
		広	3,846.16	1,477.06	5,323.22	32.47	5,092.43	42,693.70	47,818.60		53,141.82						
		計	23,024.00	3,701.88	26,725.88	69.81	6,270.19	52,496.55	58,836.55		85,562.43	389.30			10,689.22	11,078.52	96,640.95
	材積	針	4,455,719	532,905	4,988,624	6,082	257,056	1,191,052	1,454,190		6,442,814						6,442,814
		広	687,306	264,180	951,486	1,548	801,409	5,158,771	5,961,728		6,913,214				235	235	6,913,449
		計	5,143,025	797,085	5,940,110	7,630	1,058,465	6,349,823	7,415,918		13,356,028				235	235	13,356,263
	成長量	針	60,566.1	3,948.4	64,514.5	64.3	2,715.8	697.0	3,477.1		67,991.6						67,991.6
		広	15,369.4	4,350.6	19,720.0	35.7	9,931.8	18,693.9	28,661.4		48,381.4						48,381.4
		計	75,935.5	8,299.0	84,234.5	100.0	12,647.6	19,390.9	32,138.5		116,373.0						116,373.0

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。  
 注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m<sup>3</sup> 成長量：m<sup>3</sup>/年

市町村	区分	立木地							無立木地等					計				
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地		林地以外の地	計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
沼田市	面積	針	7,741.89	1,109.39	8,851.28	18.35	732.24	1,027.37	1,777.96		10,629.24							
		広	1,660.06	730.39	2,390.45	22.22	2,816.50	8,410.97	11,249.69		13,640.14							
		計	9,401.95	1,839.78	11,241.73	40.57	3,548.74	9,438.34	13,027.65		24,269.38	135.87			1,177.42	1,313.29	25,582.67	
	材積	針	1,656,924	241,155	1,898,079	2,787	159,014	173,679	335,480		2,233,559							2,233,559
		広	298,706	138,700	437,406	799	469,699	1,240,021	1,710,519		2,147,925				50	50	2,147,975	
		計	1,955,630	379,855	2,335,485	3,586	628,713	1,413,700	2,045,999		4,381,484				50	50	4,381,534	
	成長量	針	23,318.1	1,286.7	24,604.8	53.5	1,710.1	310.4	2,074.0		26,678.8						26,678.8	
		広	6,902.7	1,604.8	8,507.5	18.2	4,778.4	7,513.2	12,309.8		20,817.3						20,817.3	
		計	30,220.8	2,891.5	33,112.3	71.7	6,488.5	7,823.6	14,383.8		47,496.1						47,496.1	
片品村	面積	針	3,021.40	335.79	3,357.19	0.35	101.95	1,135.77	1,238.07		4,595.26							
		広	710.38	187.87	898.25	4.86	397.40	2,551.05	2,953.31		3,851.56							
		計	3,731.78	523.66	4,255.44	5.21	499.35	3,686.82	4,191.38		8,446.82	66.31			375.64	441.95	8,888.77	
	材積	針	709,791	80,828	790,619	53	17,425	254,780	272,258		1,062,877						1,062,877	
		広	121,931	30,758	152,689	311	55,786	364,639	420,736		573,425				135	135	573,560	
		計	831,722	111,586	943,308	364	73,211	619,419	692,994		1,636,302				135	135	1,636,437	
	成長量	針	7,922.8	594.9	8,517.7	0.3	152.8	6.9	160.0		8,677.7						8,677.7	
		広	2,716.2	640.6	3,356.8	12.2	1,190.9	1,219.1	2,422.2		5,779.0						5,779.0	
		計	10,639.0	1,235.5	11,874.5	12.5	1,343.7	1,226.0	2,582.2		14,456.7						14,456.7	
川場村	面積	針	1,559.83	144.16	1,703.99		128.29	79.33	207.62		1,911.61							
		広	514.29	114.01	628.30		365.23	1,127.02	1,492.25		2,120.55							
		計	2,074.12	258.17	2,332.29		493.52	1,206.35	1,699.87		4,032.16	44.13			274.68	318.81	4,350.97	
	材積	針	324,680	31,798	356,478		28,244	10,644	38,888		395,366						395,366	
		広	97,826	20,073	117,899		62,786	174,418	237,204		355,103						355,103	
		計	422,506	51,871	474,377		91,030	185,062	276,092		750,469						750,469	
	成長量	針	4,815.2	225.2	5,040.4		190.9		190.9		5,231.3						5,231.3	
		広	2,167.7	354.4	2,522.1		968.0	316.4	1,284.4		3,806.5						3,806.5	
		計	6,982.9	579.6	7,562.5		1,158.9	316.4	1,475.3		9,037.8						9,037.8	

注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

単位 面積：ha 材積：m<sup>3</sup> 成長量：m<sup>3</sup>/年

市町村	区分	立木地							無立木地等					計				
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地		林地以外の地	計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
昭和村	面積	針	818.08	5.49	823.57		17.19	1.54	18.73		842.30							
		広	151.34	3.55	154.89		41.20	35.70	76.90		231.79							
		計	969.42	9.04	978.46		58.39	37.24	95.63		1,074.09	47.84			33.01	80.85	1,154.94	
	材積	針	192,246	1,295	193,541		3,398	243	3,641		197,182							197,182
		広	27,127	780	27,907		6,223	3,514	9,737		37,644							37,644
		計	219,373	2,075	221,448		9,621	3,757	13,378		234,826							234,826
	成長量	針	2,181.2	5.5	2,186.7		16.9	1.5	18.4		2,205.1							2,205.1
		広	509.0	7.3	516.3		83.9	23.6	107.5		623.8							623.8
		計	2,690.2	12.8	2,703.0		100.8	25.1	125.9		2,828.9							2,828.9
みなかみ町	面積	針	6,036.64	629.99	6,666.63	18.64	198.09	7,558.84	7,775.57	14,442.20								
		広	810.09	441.24	1,251.33	5.39	1,472.10	30,568.96	32,046.45	33,297.78								
		計	6,846.73	1,071.23	7,917.96	24.03	1,670.19	38,127.80	39,822.02	47,739.98	95.15			8,828.47	8,923.62	56,663.60		
	材積	針	1,572,078	177,829	1,749,907	3,242	48,975	751,706	803,923	2,553,830								2,553,830
		広	141,716	73,869	215,585	438	206,915	3,376,179	3,583,532	3,799,117				50	50	3,799,167		
		計	1,713,794	251,698	1,965,492	3,680	255,890	4,127,885	4,387,455	6,352,947				50	50	6,352,997		
	成長量	針	22,328.8	1,836.1	24,164.9	10.5	645.1	378.2	1,033.8	25,198.7								25,198.7
		広	3,073.8	1,743.5	4,817.3	5.3	2,910.6	9,621.6	12,537.5	17,354.8								17,354.8
		計	25,402.6	3,579.6	28,982.2	15.8	3,555.7	9,999.8	13,571.3	42,553.5								42,553.5
森林計画計	面積	針	19,177.84	2,224.82	21,402.66	37.34	1,177.76	9,802.85	11,017.95	32,420.61								
		広	3,846.16	1,477.06	5,323.22	32.47	5,092.43	42,693.70	47,818.60	53,141.82								
		計	23,024.00	3,701.88	26,725.88	69.81	6,270.19	52,496.55	58,836.55	85,562.43	389.30			10,689.22	11,078.52	96,640.95		
	材積	針	4,455,719	532,905	4,988,624	6,082	257,056	1,191,052	1,454,190	6,442,814								6,442,814
		広	687,306	264,180	951,486	1,548	801,409	5,158,771	5,961,728	6,913,214				235	235	6,913,449		
		計	5,143,025	797,085	5,940,110	7,630	1,058,465	6,349,823	7,415,918	13,356,028				235	235	13,356,263		
	成長量	針	60,566.1	3,948.4	64,514.5	64.3	2,715.8	697.0	3,477.1	67,991.6								67,991.6
		広	15,369.4	4,350.6	19,720.0	35.7	9,931.8	18,693.9	28,661.4	48,381.4								48,381.4
		計	75,935.5	8,299.0	84,234.5	100.0	12,647.6	19,390.9	32,138.5	116,373.0								116,373.0

注1 人工林及び天然林で生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

単位 面積：ha

区分	市町村						合計				
	沼田市	片品村	川場村	昭和村	みなかみ町						
保安林	水源かん養保安林	12,988.28	4,350.65	3,001.05		42,724.88	63,064.86				
	土砂流出防備保安林	2,726.81	1,003.79	1,018.74	69.13	5,873.55	10,692.02				
	土砂崩壊防備保安林	1.59				78.95	80.54				
	飛砂防備保安林										
	防風保安林										
	水害防備保安林										
	潮害防備保安林										
	干害防備保安林	17.81				92.27	110.08				
	防雪保安林										
	防霧保安林										
	なだれ防止保安林					297.81	297.81				
	落石防止保安林										
	防火保安林										
	魚つき保安林										
	航行目標保安林										
保健保安林	(810.19)	36.41	(258.25)	(753.30)	(1,287.37)	79.97	(3,109.11)				
風致保安林											
計	(810.19)	15,770.90	(258.25)	5,354.44	(753.30)	4,019.79	69.13	(1,287.37)	49,147.43	(3,109.11)	74,361.69
保安施設地区											
砂防指定地	(9.01)	5.38	(0.06)		(5.15)			(4.81)	0.34	(19.03)	5.72
国立公園	特別保護地区		(25.06)					(2,049.44)	0.02	(2,074.50)	0.02
	第一種特別地域							(2,069.70)	0.49	(2,069.70)	0.49
	第二種特別地域		(1,265.89)	11.30				(2,037.85)	21.55	(3,303.74)	32.85
	第三種特別地域							(193.56)	11.28	(193.56)	11.28
	地種区分未定地域										
計			(1,290.95)	11.30				(6,350.55)	33.34	(7,641.50)	44.64
国定公園	特別保護地区										
	第一種特別地域										
	第二種特別地域										
	第三種特別地域										
	地種区分未定地域										
計											
都道府県立自然公園	第一種特別地域										
	第二種特別地域										
	第三種特別地域										
	地種区分未定地域										
	計										
原生自然環境保全地域											
自然環境保全地域特別地区								(2,318.00)		(2,318.00)	
都道府県自然環境保全地域特別地区	(160.08)							(2,152.32)		(2,312.40)	
鳥獣保護区特別保護地区											
緑地保全地区											
風致地区											
特別母樹林											
史跡名勝天然記念物	(0.03)							(2.57)		(2.60)	
種の保存法による管理地区											
その他											
合計	(979.31)	15,776.28	(1,549.26)	5,365.74	(758.45)	4,019.79	69.13	(12,115.62)	49,181.11	(15,402.64)	74,412.05

(5) 樹材種別材積表

単位 材積：千m<sup>3</sup>

林種	樹種 総数	材積						
		針葉樹計	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	モミ	その他 針葉樹
総数	13,356	6,443	1,668	533	508	2,545	66	1,124
人工林	5,940	4,989	1,639	486	462	2,386	10	5
天然林	7,416	1,454	29	47	46	158	56	1,118

林種	樹種 広葉樹計	材積						
		ブナ	イヌブナ	クリ	コナラ	ミズナラ	カンバ	その他 広葉樹
総数	6,913	2,104	6	71	102	353	202	4,075
人工林	951	2	—	0	4	0	8	938
天然林	5,962	2,103	6	71	99	352	194	3,137

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

種類		荒廃地	荒廃危険地
総数		489	—
市町村別 内訳	沼田市	81	—
	片品村	24	—
	川場村	1	—
	昭和村	1	—
	みなかみ町	383	—

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種類	生物の害					森林火災					その他の害				
	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2	H28	H29	H30	R1	R2
総数	24	37	77	23	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
総数		2組合	4,833	15	87,680	21,997	
森林組合	片品村	片品村	646	3	4,590	4,532	
	沼田市	利根沼田	4,187	12	83,090	17,465	
	川場村						
	昭和村						
	みなかみ町						
総数		15生産組合	1,040	95	291,444	1,273	
生産森林組合	沼田市	柿平	7	3	1,400	67	
		多那	79	8	4,050	80	
		輪組	43	6	6,450	125	
		高戸谷	20	4	4,080	90	
		砂川	24	3	6,075	36	
		日向南郷	16	3	4,991	22	
		日影南郷	8	3	12,320	55	
		下川田	200	9	18,596	54	
	川場村	門前	68	6	44,812	76	
		天神	51	8	33,660	60	
	みなかみ町	入須川	86	8	23,220	147	
		後閑	124	13	24,000	149	
		真政	31	6	504	15	
		上牧	88	8	28,701	180	
		下津	195	7	78,585	117	

(注) 「群馬県資料」による。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	造 林 業	素 生 産 材 業	木材卸売業 (うち素材 市売市場)	木材・木製品製造業		そ の 他	
				製造業	その他		
総 数	3	21	10(0)	9	6	8	
市 町 村 別 内 訳	沼 田 市	—	10	7(0)	6	4	7
	片 品 村	1	5	—	—	—	—
	川 場 村	1	2	1(0)	1	1	—
	昭 和 村	—	2	—	—	—	—
	み な か み 町	1	2	2(0)	2	1	1

(注) 「群馬県資料」による。

(3) 林業労働力の概況

当計画区の林業就業者の推移については、次のとおりである。

単位 人数：人

調査年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
労働者数	352	241	299	257

(注) 総務省統計局「国勢調査報告書」による。

(4) 林業機械化の概況

当計画区内における林業機械の保有状況は次のとおりである。

単位：台

集材機	トラクタ	林内作業車	自走式搬器	プロセッサ	ハーベスタ
8	16	25	1	13	4

フォワーダ	チェンソー	スイングヤーダ	刈払機
13	308	4	239

(5) 作業路網等の整備の概況

国有林内における林道等の現況は 389kmで林道密度は4m/haとなっている。

なお、当計画においては、150kmの林業専用道開設及び9kmの拡張を計画し、路網の着実な整備に努めることとしている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 $m^3$  実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐
総 数	582	364	218	369	218	152	63	60	70
針 葉 樹	540	328	212	331	190	141	61	58	67
広 葉 樹	42	36	6	38	28	11	90	78	183

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
3,471	1,597	46

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
962	293	30	897	271	30	65	22	34

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 (路 線 数)		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	15	2	13	13	3	23
うち林業専用道	15	2	13	—	—	—

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	3,477.91	1,121.65	32	—	1.38	—
水 源 かん 養 保 安 林	3,477.49	1,120.26	32	—	1.10	—
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	0.42	0.90	214	—	0.05	—
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	—	0.49	—	—	0.21	—
保 健 保 安 林	—	—	—	—	0.02	—

イ 保安施設地区の面積  
該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

種 類	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
保安施設及び保安林の整備	116	15	13
地すべり事業	—	—	—

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工場等 建物敷地 及び その附帯地	採石採土地	その他	合 計
—	1.37	—	—	53.87	55.24

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農用地	その他	合 計
—	—	64.50	64.50

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha 材積：千m<sup>3</sup>

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	676	698	760	750	651	585	535	480
		針葉樹	639	657	719	707	613	549	500	448
		広葉樹	37	41	42	43	38	36	35	32
	主伐	総数	309	373	350	369	328	320	320	300
		針葉樹	280	339	317	334	297	290	290	272
		広葉樹	29	34	33	35	31	31	31	29
	間伐	総数	366	325	410	381	322	265	215	180
		針葉樹	359	318	402	373	316	259	211	176
		広葉樹	7	7	8	8	7	5	4	4
造林面積	総数	982	1,299	1,331	1,322	1,221	1,164	1,153	1,104	
	人工造林	874	1,116	1,290	1,281	1,183	1,127	1,117	1,069	
	天然更新	108	183	42	41	38	37	36	35	

(注) 単位以下を四捨五入した関係で総数は一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積:ha 材積:千m<sup>3</sup>

区	分	面									材積	
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15齡級 以上		
第Ⅰ 分期	総数	85,562	368	454	1,471	3,989	9,295	10,673	6,267	53,045	13,356	
	人工林	総数	26,726	355	211	713	3,232	7,475	8,401	4,297	2,043	5,940
		育成単層林	23,024	355	202	635	3,146	6,954	7,217	3,623	892	5,143
		育成複層林	3,702	0	9	78	85	521	1,183	674	1,151	797
	天然林	総数	58,837	13	243	758	758	1,820	2,272	1,970	51,003	7,416
		育成単層林	70	3	17	4	5	8	6	21	6	8
		育成複層林	6,270	2	91	112	315	1,207	680	702	3,160	1,058
天然生林		52,497	8	135	642	438	605	1,587	1,246	47,836	6,350	
第Ⅲ 分期	総数	85,376	2,185	368	454	1,460	3,939	8,252	9,722	58,995	13,920	
	人工林	総数	26,504	2,131	355	211	702	3,187	6,432	7,450	6,036	6,203
		育成単層林	22,563	1,799	355	202	624	3,104	5,952	6,305	4,224	5,281
		育成複層林	3,941	333	0	9	78	84	480	1,145	1,812	922
	天然林	総数	58,872	54	13	243	758	752	1,820	2,272	52,959	7,717
		育成単層林	76	25	3	17	4	-1	8	6	15	10
		育成複層林	6,299	29	2	91	112	315	1,207	680	3,863	826
天然生林		52,497	0	8	135	642	438	605	1,587	49,082	6,881	
第Ⅴ 分期	総数	85,283	2,653	2,185	368	454	1,433	3,577	7,521	67,092	13,935	
	人工林	総数	26,375	2,571	2,131	355	211	675	2,825	5,701	11,907	5,986
		育成単層林	22,366	2,394	1,799	355	202	598	2,756	5,251	9,013	5,076
		育成複層林	4,009	177	333	0	9	77	69	451	2,894	910
	天然林	総数	58,908	83	54	13	243	758	752	1,820	55,185	7,948
		育成単層林	31	1	25	3	17	4	-1	8	-26	4
		育成複層林	6,379	80	29	2	91	112	315	1,207	4,542	861
天然生林		52,498	2	0	8	135	642	438	605	50,669	7,083	
第Ⅶ 分期	総数	85,306	2,385	2,653	2,185	368	449	1,359	3,266	72,641	13,944	
	人工林	総数	26,327	2,310	2,571	2,131	355	206	600	2,514	15,640	5,802
		育成単層林	22,253	2,151	2,394	1,799	355	197	527	2,457	12,374	4,904
		育成複層林	4,074	159	177	333	0	9	74	57	3,266	898
	天然林	総数	58,979	75	83	54	13	243	758	752	57,001	8,142
		育成単層林	31	4	1	25	3	17	4	-1	-22	4
		育成複層林	6,450	71	80	29	2	91	112	315	5,749	890
天然生林		52,498	0	2	0	8	135	642	438	51,274	7,248	
第Ⅸ 分期	総数	85,336	2,257	2,385	2,653	2,185	361	425	1,289	73,780	13,978	
	人工林	総数	26,288	2,186	2,310	2,571	2,131	348	182	530	16,030	5,690
		育成単層林	22,153	2,037	2,151	2,394	1,799	348	174	459	12,792	4,795
		育成複層林	4,135	149	159	177	333	0	9	71	3,238	895
	天然林	総数	59,047	71	75	83	54	13	243	758	57,750	8,288
		育成単層林	31	4	4	1	25	3	17	4	-26	4
		育成複層林	6,518	68	71	80	29	2	91	112	6,064	915
天然生林		52,498	0	0	2	0	8	135	642	51,712	7,368	

(注) 1 齡級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齡級、6年生から10年生までを2 齡級、以下順次3、4 齡級とする。